

日本年金機構からのお知らせ

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

令和3年3月から、医療機関・薬局において、健康保険の資格情報を確認する「オンライン資格確認」が導入され、準備が整った医療機関・薬局から順次、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。オンライン資格確認の実施にあたっては、**保険者にマイナンバー（個人番号）を登録する必要がありますので、資格取得届及び被扶養者異動届にはマイナンバーを記載いただきますようお願いいたします。**

なお、「オンライン資格確認」の仕組み並びに「マイナンバーカードの健康保険証利用」のための申込手続き等については、厚生労働省、総務省の特設ホームページをご参照ください。

【厚生労働省特設ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html

【総務省特設ホームページ】 <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 **0120-95-0178**

※平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 音声ガイダンスに従って、「4→2」の順にお進みください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて

令和3年1月から3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業で著しく報酬が下がった方についても、一定の場合に標準報酬月額を改定する特例措置の対象となりました。特例措置の詳しい要件や内容については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

令和3年4月から外国人脱退一時金の支給対象期間の上限が見直されます

厚生年金保険または国民年金に6か月以上加入している短期在留の外国人の方が、日本から出国するときは脱退一時金を請求することができます。

※一定の要件を満たした場合で、日本の年金給付を受けることができない方に限られます。今般、脱退一時金にかかる法律改正が行われ、令和3年4月より、支給金額の対象となる年金加入期間の上限が3年（36月）から5年（60月）に引き上げられます。

電子媒体による届出から電子申請への切り替えをご検討ください

令和2年12月、電子申請・電子媒体に係るプログラムの仕様を更改しました。最新の届書作成仕様書や届書作成プログラムは、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

なお、旧仕様の電子媒体届書の取扱いは、順次終了する予定です。終了時期や詳細が決まり次第、日本年金機構ホームページでお知らせします。

電子申請は、無料取得できるGビズIDを使用してe-Govで申請できるようになり、更に便利になりました。電子媒体による届出をしている事業主の皆さまは、新仕様への更新や電子申請への切り替えをお早めにご検討ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>)



「通知書形式変換プログラム（XML→CSV）」の提供を開始しました

社会保険手続きの電子通知書を事業主の皆さまが効率よく確認できるよう、「通知書形式変換プログラム（XML→CSV）」を日本年金機構ホームページに令和2年12月に掲載いたしました。このプログラムを利用すると、電子通知書の情報を皆さまがお使いの労務管理ソフト等と互換性が高いCSVファイルに変換できるようになり、大変便利です。

(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>)



日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

